

朝日町木造住宅耐震補強工事業費補助金の流れ

事前相談

書類等を確認し、補助の対象になるかどうかを確認させていただきます。



補助金交付申請書

申請書のほかに添付書類（見積書・耐震診断結果報告書・補強計画書（判定書含む）等）を一緒に提出していただきます。内容を審査し、補助金交付決定通知が届きましたら、耐震補強工事の着手をして下さい。



変更等承認申請書

工事に変更等があれば必要に応じて提出していただきます。



実績報告書

耐震補強工事完了後、実績報告書と添付書類（工事契約書・領収書・工事中の写真・補強後の耐震診断書等）を提出していただきます。



補助金請求書

実績報告書を審査し、補助金交付確定通知の交付後、補助金交付請求書に必要事項を記入し、提出して下さい。その後、指定された口座に補助金が振り込まれます。

耐震補強工事をすれば税金の優遇が受けられます!!!

下記要件を満たす耐震補強工事をすると、住宅にかかる固定資産税の減額措置が受けられます。

◎減額措置についての要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上あること）であること。
- ・平成27年12月31日までの間に一定の基準を満たす耐震補強工事をしたもの。
- ・耐震補強工事の費用が1戸あたり50万円超であること。
（平成25年3月31日までに改修工事の契約を締結した場合は30万円以上）
- ・耐震補強工事の完了後3か月以内に申告すること。

※制度の詳細及び手続きについては、下記までお問い合わせください。

税金に関する問い合わせ先

税務課

TEL377-5655

耐震補強工事等に関する問い合わせ先

産業建設課

TEL377-5658

お困りではありませんか？
早めのご相談を！

例えば…

- 交通事故・示談の話が進まない…
 - 借金・毎月の返済に追われています…
 - 相続・兄弟でもめてしまっています…
 - 離婚・調停や裁判の対応はどうすれば？
- その他 慰謝料・不動産・会社法務など

近鉄四日市駅から徒歩1分！南改札口(東口)すぐ！

四日市市浜田町5番27号 第3加藤ビル5階
(1階にJTBが入ったビル)



「お気軽にお電話ください」 土曜日や夜間も対応可(要予約)
「経験を積んだ弁護士が迅速&丁寧に対応します！」

◆交通事故・借金問題のご相談は無料です◆

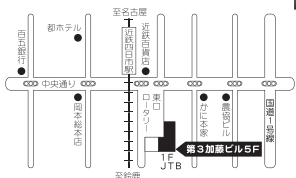
◆一般法律相談料(初回) 30分 5,250円(税込)◆

《予約制》☎059-350-2080

おいち
尾市法律事務所

弁護士 尾市淳二 (三重弁護士会所属)

(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員
鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士



有料広告掲載欄